

指導検査基準（指定福祉用具貸与事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<p>法第73条第1項 都条例第111号第248条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概況説明 ・ 定款、寄附行為等 ・ 運営規程 ・ パンフレット等
第2 人員に関する基準	<p>1 福祉用具専門相談員の員数</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。</p> <p>ただし、指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が同一の事業所において一体的に運営される場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすものとみなすことができる。</p> <p>① 指定介護予防福祉用具貸与事業者</p>	<p>法第74条第1項 都条例第111号第249条 第1項、第2項 都規則第141号第66条 第1項、第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員勤務表 ・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・ 各種免許証及び修了証 ・ 職員の履歴書 ・ 雇用契約書

<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>② 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 ③ 指定特定福祉用具販売事業者</p> <p>(2) 福祉用具貸与は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われているか。</p> <p>(3) 福祉用具専門相談員は、次の各号のいずれかに該当するものとなっているか。</p> <p>① 保健師 ② 看護師 ③ 准看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 義肢装具士 ⑨ 介護員養成研修修了者（介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級及び2級課程の修了者に限る。） ⑩ 福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者</p> <p>2 管理者 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>1 設備及び備品等</p>	<p>政令第4条1項</p> <p>政令第4条1項 規則第22条の31第1項</p> <p>都条例第111号第250条第1項、第2項</p>	<p>・職員勤務表</p>
--------------------	--	---	---------------

	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに利用申込の受付、相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。</p> <p>(2) (1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 福祉用具の保管のために必要な設備</p> <p>イ 清潔であること。</p> <p>ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。</p> <p>② 福祉用具の消毒のために必要な器材</p> <p>当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p> <p>ただし、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第二百四十条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記(1)、(2)に規定する設備及び備品を備えているものとみなすことができる。</p>	<p>法第74条第2項 都条例第111号第251条第1項 施行要領第3の11の2の(1)(2)</p> <p>都条例第111号第251条第2項、 規則第141号第65条 施行要領第3の11の2の(3)、(4)</p> <p>都条例第111号第251条第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 事業所の平面図 ・ 設備、備品台帳 ・ 業者との委託契約書 ・ 保管に関する記録 ・ 消毒に関する記録
--	--	--	---

<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に、基準「第13章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ その他運営に関する重要事項</p> <p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p>	<p>都条例第111号第262条 準用（第51条第1項）</p> <p>都条例第111号第252条</p> <p>都条例第111号第262条 準用（第103条第1項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図、組織規程 ・ 運営規程 ・ 職務分担表 ・ 業務報告書・業務日誌等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 指定申請書及び変更届（控） <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則 ・ 運営規程 ・ 雇用契約書
--------------------	--	---	--

	<p>(2) 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者によって指定福祉用具貸与を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>5 提供拒否の禁止</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定福祉用具の貸与の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	<p>施行要領第3の11の3の(8)準用(第3の6の3の(5)の①)</p> <p>都条例第111号第262条準用(第103条第2項)</p> <p>法第74条第2項 都条例第111号第262条準用(第12条)</p> <p>施行要領第3の11の3の(8)準用(第3の1の3の(1))</p> <p>条例第111号第262条準用(第13条) 施行要領第3の11の3の(8)準用(第3の1の3の(6))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表(原則として月ごと) ・業務委託契約書 ・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 ・利用申込受付簿
--	--	--	---

	<p>6 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>7 受給資格の確認</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定福祉用具貸与を提供するよう努めているか。</p> <p>8 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当す</p>	<p>条例第111号第262条 準用（第14条） 施行要領第3の11の3の(8) 準用（第3の1の3の(7)）</p> <p>条例第111号第262条準用（第15条第1項） 施行要領第3の11の3の(8)準用（第3の1の3の(8)①）</p> <p>施行要領第3の11の3の(8)準用（第3の1の3の(8)②）</p> <p>条例第111号第262条準用（第16条第1項）</p> <p>条例第111号第262条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供依頼書 ・ 連絡に関する記録 ・ 紹介に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票 ・ 利用者に関する記録 ・ 被保険者証 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票 ・ 利用者に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に関する記録
--	--	--	--

	<p>るサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>9 心身の状況等の把握</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>10 居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>11 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅</p>	<p>準用 (第16条第2項)</p> <p>条例第111号第262条 準用 (第17条)</p> <p>条例第111号第262条 準用 (第18条第1項)</p> <p>条例第111号第262条 準用 (第18条第2項)</p> <p>条例第111号第262条 準用 (第19条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 (・居宅介護支援経過) (・サービス担当者会議の要点) (・サービス担当者に対する照会 (依頼) 内容) ・情報提供者に関する記録 ・相談等に関する記録 ・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書(1)(2)
--	---	---	---

	<p>サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区市町村に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>12 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しているか。</p> <p>13 居宅サービス計画等の変更の援助 指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>14 身分を証する書類の携行 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該福祉用具専門相談員等の氏名の記載があるか。</p> <p>15 サービスの提供の記録 (1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並</p>	<p>条例第111号第262条 準用（第20条）</p> <p>条例第111号第262条 準用（第21条）</p> <p>条例第111号第262条 準用（第22条）</p> <p>施行要領第4の1 参照（第3の1の3の(12)）</p> <p>条例第111号第262条 準用（第23条第1項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画書(1)(2) ・ 週間サービス計画表 ・ サービス提供票、別表 ・ 利用者に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画書(1)(2) ・ サービス提供票、別表 (変更の確認) ・ 利用者に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態確認（身分証等） ・ 就業規則 ・ 業務マニュアル ・ 実態確認（身分証等） <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票、別表 ・ 居宅サービス計画書(1)(2)
--	--	--	---

	<p>びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p>16 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用</p>	<p>条例第111号第253条 準用(第23条第2項)</p> <p>条例第111号第253条 第1項</p> <p>条例第111号第253条 第2項</p> <p>条例第111号第253条 第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務日誌 (サービス提供記録) ・ サービス提供票、別表 ・ 領収書控 ・ 運営規程 (利用料その他の費用の確認) ・ サービス提供票、別表 ・ 領収書控 ・ 重要事項説明書 ・ 運営規程 (実施区域の確認) ・ 領収証控 ・ 車両運行日誌
--	--	---	---

	<p>具貸与を行う場合の交通費</p> <p>イ 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 利用者から前払いにより利用料を徴収している場合は、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。</p> <p>(6) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) 指定福祉用具貸与事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定福祉用具貸与について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定福祉用具貸与に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の</p>	<p>条例第111号第253条第4項</p> <p>施行要領第3の11の3の(1)の①</p> <p>条例第111号第253条第5項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意に関する記録 ・ 領収証控 ・ 中止に関する記録 ・ 領収証控 ・ 領収証控
--	--	--	---

	<p>額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>17 保険給付の請求のための証明書の交付 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>18 指定福祉用具貸与の基本取扱方針 (1) 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目的を設定し、計画的に行われているか。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与をしているか。 (3) 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>16 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針 (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、17に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。 (2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用</p>	<p>都条例第111号第262条 準用（第25条）</p> <p>条例第111号第254条 第1項</p> <p>条例第111号第254条 第2項</p> <p>条例第111号第254条 第3項</p> <p>都条例第111号第255条 第1号 施行要領第3の11の3の (4)①</p> <p>都条例第111号第255条</p>	<p>・ サービス提供証明書控 （介護給付費明細書代用可）</p> <p>・ 居宅サービス計画書</p> <p>・ 使用説明書 ・ 相談に関する記録 ・ 同意に関する記録</p> <p>・ 点検に関する記録</p>
--	--	--	--

	<p>具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。</p> <p>特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明しているか。</p> <p>また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明しているか。</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。</p> <p>なお、修理を行った場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。</p> <p>特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施しているか。</p>	<p>第2号</p> <p>都条例第111号第255条 第3号</p> <p>施行要領第3の11の3の (4)の②</p> <p>都条例第111号第255条 第4号</p> <p>施行要領第3の11の3の (4)の①③</p>	<p>・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録</p> <p>・取扱説明書</p> <p>・福祉用具使用状況、指導、修理に関する記録</p> <p>・点検に関する記録</p>
--	---	---	---

	<p>(5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。</p> <p>17 福祉用具貸与計画の作成</p> <p>(1) 福祉用具専門相談員は、利用者ごとに、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しているか。</p> <p>なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定特定福祉用具販売基準に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されているか。</p> <p>(2) 福祉用具貸与計画（様式は各事業所ごとに定めるもの）には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等が記載されているか。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載されているか。</p> <p>(3) 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。</p> <p>なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p>	<p>都条例第111号第255条 第5号 施行要領第3の11の3の (4)の④</p> <p>都条例第111号第256条 第1項</p> <p>施行要領 第3の11の3の(4)の⑤イ</p> <p>施行要領 第3の11の3の(4)の⑤ロ</p> <p>条例第111号第256条 第2項</p> <p>施行要領 第3の11の3の(4)の⑤ハ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画 ・ サービス担当者会議の要点等 ・ 福祉用具貸与計画 ・ 特定福祉用具販売計画 ・ 居宅サービス計画
--	--	---	---

	<p>(4) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(6) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っているか。</p> <p>(7) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の変更を行う際も、上記 (1) から (5) に準じて取り扱っているか。</p> <p>18 利用者に関する区市町村への通知</p> <p>指定訪問介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>19 適切な研修の機会の確保</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。</p>	<p>条例第111号第256条 第3項 施行要領 第3の11の3の(4)の⑤ニ</p> <p>条例第111号第256条 第4項 施行要領 第3の11の3の(4)の⑤ニ</p> <p>条例第111号第256条第5項</p> <p>条例第111号第256条第6項</p> <p>条例第111号第262条 準用 (第30条)</p> <p>条例第111号第257条 施行要領第3の11の3の(5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング表等 ・福祉用具貸与計画 ・区市町村に送付した通知に係る記録 ・研修受講修了証明書等 ・研修計画・出張命令書 ・研修会資料
--	---	---	---

	<p>20 福祉用具の取扱種目</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。</p> <p>21 衛生管理等</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。</p> <p>なお、消毒は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒方法により消毒を行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、(2)の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。</p> <p>また、担保するために、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。</p> <p>① 当該委託等の範囲</p>	<p>条例第111号第258条</p> <p>都条例第111号第259条第1項</p> <p>都条例第111号第259条第2項</p> <p>施行要領 施行要領第3の11の3の(6)の①</p> <p>都条例第111号第259条第3項</p> <p>施行要領 第3の11の3の(6)の②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目録等 ・ 従業員の健康診断に関する記録 ・ 消毒及び保管に関する記録 ・ 消毒方法の標準作業書 ・ 業者との委託契約書 ・ 業務規程等 ・ 業者との委託契約書
--	---	---	--

	<p>② 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>③ 受託者等の従業者により当該委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨</p> <p>④ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨</p> <p>⑤ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定福祉用具貸与事業者が確認する旨</p> <p>⑥ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>⑦ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成しているか。また、④の指示は、文書で行っているか。</p> <p>(5) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(6) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>22 掲示及び目録の備え付け</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資</p>	<p>施行要領 第3の11の3の(6)の③④</p> <p>都条例第111号第259条 第4項</p> <p>都条例第111号第259条 第5項</p> <p>都条例第111号第260条 第1項</p>	<p>・ 運営規程</p> <p>・ 重要事項説明書</p>
--	--	---	--------------------------------

	<p>すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。</p> <p>26 秘密保持等</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>27 広告</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービス</p>	<p>都条例第111号第260条 第2項</p> <p>都条例第111号第262条 準用（第34条第1項）</p> <p>都条例第111号第262条 準用（第34条第2項）</p> <p>都条例第111号第262条 準用（第34条第3項）</p> <p>都条例第111号第262条 準用（第35条）</p> <p>都条例第111号第262条 準用（第36条）</p>	<p>・ 備え付けの目録等</p> <p>・ 就業時の取り決め（誓約書）等の記録</p> <p>・ 利用者及び家族の同意に関する記録</p> <p>・ 実際に個人情報を使用した文書等（会議資料等）</p> <p>・ パンフレット等</p> <p>・ ポスター等</p> <p>・ 広告</p>
--	---	---	--

	<p>を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>29 苦情処理</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力することともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を</p>	<p>都条例第111号第262条 準用(第37条第1項)</p> <p>施行要領第3の11の3の (8)準用(第3の1の3の (23)の①)</p> <p>都条例第111号第262条 準用(第37条第2項)</p> <p>施行要領第3の11の3の (8)準用(第3の1の3の (23)の②)</p> <p>都条例第111号第262条 準用(第37条第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 運営規程 • 説明文書 • 掲示物 • 苦情に関する記録 • 指導等に関する記録
--	--	--	--

	<p>行っているか。</p> <p>(5) 指定福祉用具貸与事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(7) 指定福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>30 地域との連携</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>32 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具</p>	<p>都条例第111号第262条 準用(第37条第4項)</p> <p>都条例第111号第262条 準用(第38条)</p> <p>都条例第111号第262条 準用(第39条第1項) 施行要領第3の11の3の (8)準用(第3の1の3の (25))</p> <p>都条例第111号第262条</p>	<p>・指導等に関する記録</p> <p>・運営規程</p> <p>・連絡マニュアル類</p> <p>・説明文書</p> <p>・掲示物</p> <p>・事故に関する記録</p> <p>・損害賠償に関する記録</p>
--	--	---	--

	<p>貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>32 会計の区分</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <p>33 記録の整備</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 福祉用具貸与計画</p> <p>② 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録</p> <p>③ 本基準（24衛生管理等）(4) (5) の確認の結果の記録及び(4)の指示の文書</p> <p>④ 本基準（18 利用者に関する区市町村への通知）に係る記録</p> <p>⑤ 本基準（29 苦情処理）に係る苦情の内容等の記録</p>	<p>準用（第39条第2項）</p> <p>施行要領第3の11の3の(8)準用（第3の1の3の(25)の③）</p> <p>都条例第111号第262条準用（第40条）</p> <p>施行要領第3の11の3の(8)準用（第3の1の3の(26)）</p> <p>条例第111号第261条第1項</p> <p>条例第111号第261条第2項</p> <p>施行要領第3の11の3の(7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計関係書類 ・ 職員名簿、設備台帳 ・ 備品台帳、会計関係書類 ・ 各種保存書類 ・ 福祉用具貸与計画 ・ サービス提供の記録 ・ 福祉用具の保管・消毒の業務委託契約に係る確認・指示の記録 ・ 区市町村への通知に係る記録 ・ 苦情対応に関する記録
--	---	--	--

<p>第5 変更の届出等</p>	<p>⑥ 本基準（31 事故発生時の対応）に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1 月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第75条第1項</p> <p>法第75条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故対応に関する記録 ・ 指定申請書及び変更届（控）
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p>	<p>1 福祉用具貸与費の単位数の算定</p> <p>指定福祉用具貸与事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）としているか。</p> <p>2 搬出入に要する費用の取扱い</p> <p>搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。</p> <p>ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域（平成12年厚生省告示第24号）に所在する場合にあ</p>	<p>法第41条第4項第1号</p> <p>平12厚告19</p> <p>別表の11</p> <p>平12厚告19</p> <p>別表の11の注1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票・別表 ・ 給付管理表 ・ 介護給付費請求書 ・ 介護給付費明細書 ・ サービス提供証明書 ・ 「福祉用具貸与サービスコード表」参照 ・ サービス提供票・別表 ・ 給付管理表 ・ 介護給付費請求書

	<p>つては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算して差し支えない。</p> <p>3 中山間地域等における小規模事業所の評価</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり実利用者数が15人以下）に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。</p> <p>4 中山間地域等に居住する者にサービスを提供した事業所への評価</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定</p>	<p>平12厚告19 別表の11の注2 平12厚告26の二十一</p> <p>平12厚告19 別表の11の注3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費明細書 ・サービス提供証明書 ・「福祉用具貸与サービスコード表」参照
--	---	---	--

	<p>福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具とごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。</p> <p>5 要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費</p> <p>(1) 要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）に規定する「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換機」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト」（以下「対象外種目」という。）について指定福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費を算定していないか。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定していないか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※自動排泄処理装置の定義の内容は次のとおり。</p> <p>尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）を除く。）。</p> </div>	<p>平12厚告19 別表の11の注4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票・別表 ・ 給付管理表 ・ 介護給付費請求書 ・ 介護給付費明細書 ・ サービス提供証明書 ・ 「福祉用具貸与サービスコード表」参照
--	--	-----------------------------	--

	<p>※自動排泄処理装置に係る厚生労働大臣が定める者の内容は次のとおり。</p> <p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 排便において全介助を必要とする者</p> <p>(2) 移乗において全介助を必要とする者</p> <p>(2) ただし、次に掲げる厚生労働大臣が定める者については(1)は適用しない。</p> <p>イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者</p> <p>① 車いす（第1項）、車いす付属品（第2項） 次のいずれかに該当する者</p> <p>(一) 日常的に歩行が困難な者</p> <p>(二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者</p> <p>② 特殊寝台（第3項）、特殊寝台付属品（第4項） 次のいずれかに該当する者</p> <p>(一) 日常的に起きあがり困難な者</p> <p>(二) 日常的に寝返りが困難な者</p> <p>③ 床ずれ防止用具（第5項）、体位変換器（第6項） 日常的に寝返りが困難な者</p> <p>④ 認知症老人徘徊感知機器（第11項） 次のいずれにも該当する者</p> <p>(一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者</p> <p>(二) 移動において全介助を必要としない者</p>	<p>平12厚告23の二十一</p>	
--	---	--------------------	--

	<p>⑤ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）（第12項）</p> <p>（一）日常的に立ち上がりが困難な者</p> <p>（二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</p> <p>（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p> <p>6 サービス種類の算定関係</p> <p>特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合に、福祉用具貸与費を、算定していないか。</p>	<p>平12厚告19 別表の11の注5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票・別表 ・ 給付管理表 ・ 介護給付費請求書 ・ 介護給付費明細書 ・ サービス提供証明書
--	--	-----------------------------	--